

令和 7 年 11 月 27 日

「食品、添加物等の年末一斉取締り」を実施します

～食中毒の発生防止と食品流通の安全確保に向け、取締りを強化します～

食品の流通が増加する年末に、食品取扱施設における衛生管理の徹底を図るため、長野市保健所では、以下のとおり食品の一斉取締りを実施します。

1 実施期間

令和 7 年 12 月 1 日（月）～12 月 26 日（金）

2 実施方法

(1) 施設に対する立入検査を強化

飲食店、大量調理施設、鶏肉若しくは魚介類を取り扱う施設等を重点的に立入検査します。

(2) 食品取扱事業者及び消費者への注意喚起

ノロウイルス、腸管出血性大腸菌、カンピロバクター、アニサキスを重点的に注意喚起します。

(3) 食品表示の確認及び収去検査の実施

食品衛生法及び食品表示法に基づいて保健所が行う食品等の抜き取り検査（収去検査）を実施します。

3 期間中の計画

令和 7 年度 計画	監視指導		収去検査		
	監視件数	300	検体数		15
			内訳	加工品	8
				農水産物	7

【12 月 1 日（月）の立入予定】

午前 9 時 15 分から ながの東急百貨店（長野市南千歳 1 丁目 1－1）

※取材を希望される場合は、長野市保健所食品生活衛生課（026-226-9970）までご連絡ください。

保健福祉部長 長野市保健所食品生活衛生課

（課長）大河内 雅彦

（担当）金木 信吾

TEL：026-226-9970

FAX：026-226-9981

E-mail：h-seikatu@city.nagano.lg.jp